

第1回 燕市水道料金の在り方検討委員会資料

- ・燕市水道料金の在り方検討委員会の設置目的等について
- ・燕市水道事業の現状・課題と水道料金の見直しの必要性について
- ・現行水道料金の概要について
- ・水道料金の算定方法について
- ・燕市水道料金の見直しの基本方針(案)について
- ・水道料金の見直しに係る個別方針の方向性について 他

平成27年7月21日
燕市水道局

目 次

1	燕市水道料金の在り方検討委員会の設置目的等	2
2	燕市水道事業の現状・課題と水道料金の見直しの必要性	5
3	水道料金のしくみ	14
4	燕市の現行水道料金の概要	16
5	水道料金の法律上の規定	24
6	水道料金の一般的な算定プロセス	26
7	水道料金算定要領(平成27年2月改定)	28
8	新水道ビジョンにおける料金制度の最適化	36
9	燕市水道料金の見直しの基本方針(案)	38
10	経営効率化の方針(案)	40
11	水道料金の見直しに係る個別方針の方向性	43

1 燕市水道料金の在り方検討委員会の 設置目的等

1(1) 燕市水道料金の在り方検討委員会の設置目的等について

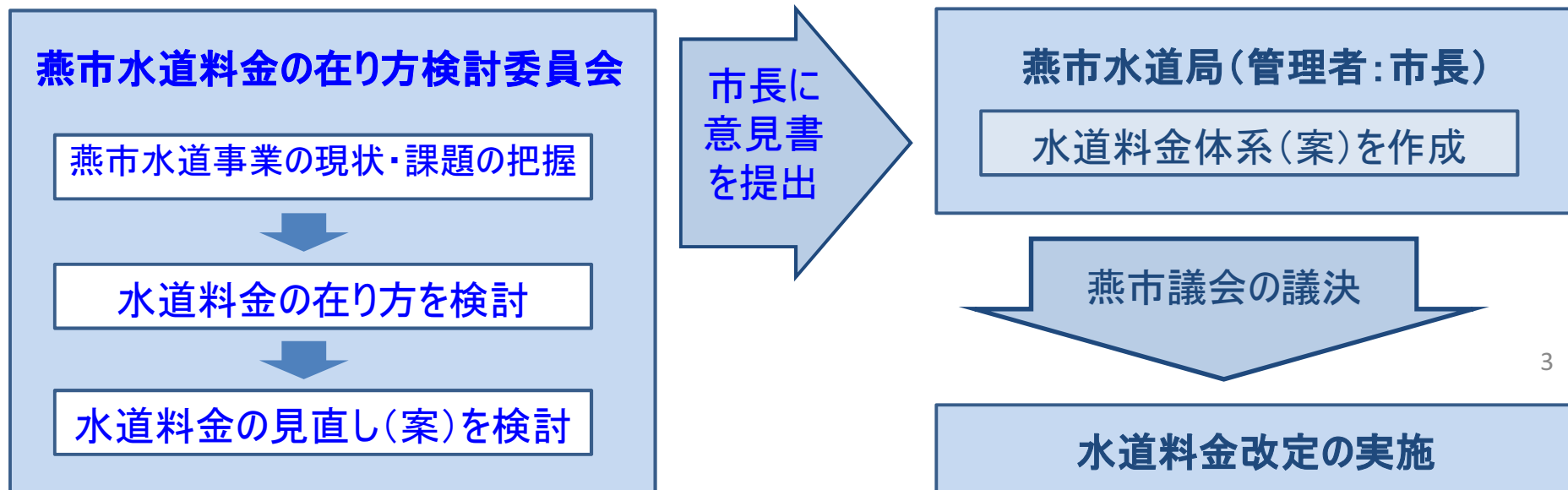
燕市水道料金の在り方検討委員会設置要綱 (資料2)

(設置)

第1条 燕市における水道料金の在り方について、識見を有する者、水道使用者等から広く意見を聴取することを目的に、燕市水道料金の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、燕市水道料金の在り方について検討し、燕市水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に意見書を提出するものとする。



1(2) 燕市水道料金の在り方検討委員会のスケジュールについて

【スケジュール(案)】

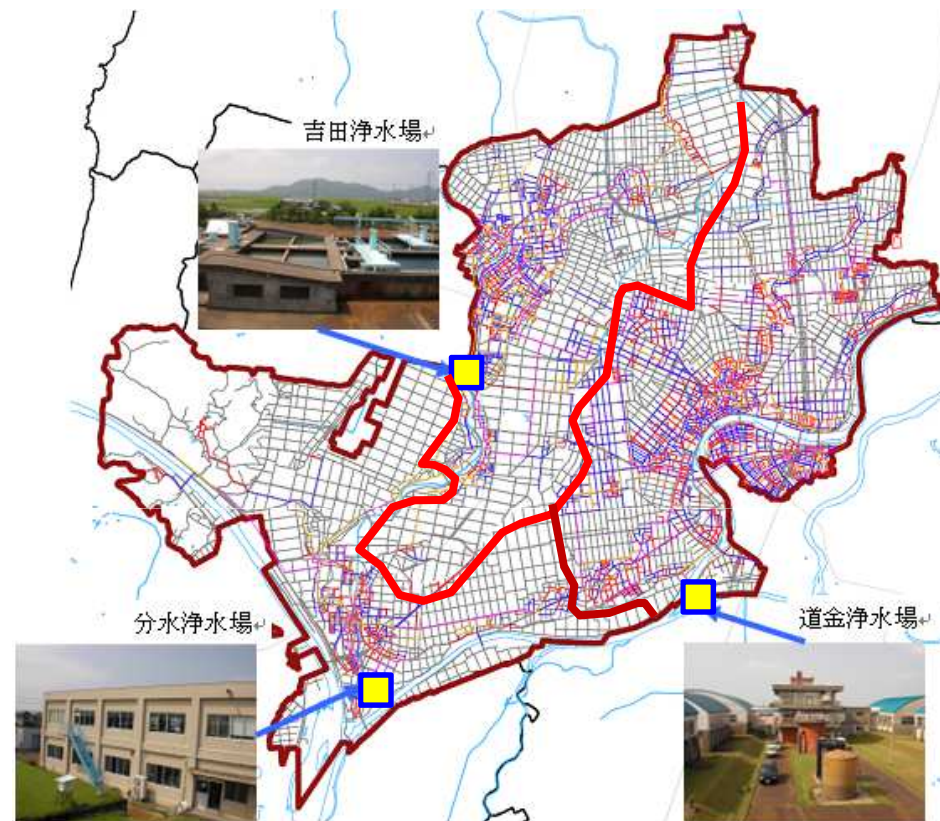
回	開催月	協 議 内 容
1回	7月 (本日)	<ul style="list-style-type: none">・燕市水道料金の在り方検討委員会の設置目的等について・燕市水道事業の現状・課題と水道料金の見直しの必要性について・燕市の現行水道料金の概要について・水道料金の算定方法について・燕市水道料金の見直しの基本方針(案)・水道料金の見直しに係る個別方針の方向性について 他
2回	8月	・水道料金の見直し(案)の検討①
3回	9月	・水道料金の見直し(案)の検討②
4回	10月	・意見書(案)の検討
	11月	・市長へ意見書の提出(会長・副会長)

2 燕市水道事業の現状・課題と 水道料金の見直しの必要性

2(1) 燕市水道事業の概要

燕市水道事業の概要

- ① 燕市の水道事業は、合併前の旧市町における水道事業を、合併後もそのまま引き継ぎ、燕地区、吉田地区、分水地区の3地区に存在しています。
- ② それぞれの地区の水道事業には、1つずつ浄水場があり、それぞれの地区へと水が供給されています。



地区名	水道事業名	浄水場名	浄水場の場所
燕地区	燕市水道事業	道金浄水場	道金
吉田地区	燕市吉田上水道事業	吉田浄水場	吉田西太田
分水地区	燕市分水上水道事業	分水浄水場	笈ヶ島

2(2) 浄水場の現状と課題(その1)

老朽化する浄水場

- ① いずれの浄水場も稼働から40年以上が経過し老朽化が進んでいます。
- ② 構造物は現在の耐震基準を満たしておらず、継続使用していくためには、耐震補強が必要な状況です。
- ③ 機械設備は万全な整備点検を行っていますが、交換部品が生産されていないなど、その調達が困難となりつつあります。

**老朽化が著しく
安定稼働の継続が
難しい状況に！**

地区名	浄水場名	建設年	経過年数
燕地区	道金浄水場	昭和39年	51年
吉田地区	吉田浄水場	昭和46年	44年
分水地区	分水浄水場	昭和49年	41年

老朽化する浄水場の写真(1)



道金浄水場：耐震性の低い構造体

2(3) 浄水場の現状と課題(その1)

老朽化する浄水場の写真(2)



濃縮槽(吉田浄水場)



急速ろ過池のろ過洗浄装置(吉田浄水場)

配水ポンプ



道金浄水場



吉田浄水場



分水浄水場

2(4) 浄水場の現状と課題(その2)

取水における問題

- ① 近年の降雨量の増加に伴い、信濃川水系の河川は濁りやすくなっていることから、原水の水質が悪化する傾向にあります。
- ② 特に道金浄水場の取水においては、水位変化により泥が溜まりやすく、水位が下ることにより安定した水量が得られない時節(主に10～3月)があります。

**施設の立地環境
から安定した取水の
確保が難しい！**



道金浄水場取水塔付近：川底に泥が堆積し取水が困難な状況

2(5) 浄水場施設の整備・更新

浄水場の現状と課題

施設の老朽化

安定した取水が
確保できない

安定稼働の継続が
難しい状況に！

燕市水道事業経営計画での方向性（資料4 9ページ）

新浄水場
の建設

- ① 3地区の浄水場を各々更新するよりも、1箇所に統合する。
- ② 安定した水質及び取水量を確保できる、新たな適地に新設する。

※ 浄水施設の統合は、複数施設を稼働するよりも、運用経費を含めた総事業費用の比較で安価となります。

※ 「燕市水道事業経営計画」は、「燕市水道事業経営懇話会」の意見書を尊重し計画されたものです。

※ 供用開始まで10年程度かかります

2(6) 現行の水道料金体系での計算例

3地区で異なる料金体系

- ① 前述のとおり、燕市の水道事業は、合併前の旧市町における水道事業が、3地区にそのまま存在しています。
- ② それぞれの地区の水道料金体系が異なっているため、同じ用途、水量、口径でも地区間で水道料金に差が生じている状況です。

【家庭用で口径**13mm**のメーター、水量**20m³**使用した場合の計算例】

地区	基本料金(10m ³ まで)	従量料金(超過料金)	メーター使用料(13mm)	消費税	水道料金
燕地区	750円	135円 × 10m ³ = 1,350円	0円	168円	2,268円
吉田地区	910円	104円 × 10m ³ = 1,040円	50円	160円	2,160円
分水地区	1,000円	115円 × 10m ³ = 1,150円	60円	176円	2,386円

【家庭用で口径**20mm**のメーター、水量**20m³**使用した場合の計算例】

地区	基本料金(10m ³ まで)	従量料金(超過料金)	メーター使用料(20mm)	消費税	水道料金
燕地区	1,130円	135円 × 10m ³ = 1,350円	0円	198円	2,678円
吉田地区	910円	104円 × 10m ³ = 1,040円	80円	162円	2,192円
分水地区	1,000円	115円 × 10m ³ = 1,150円	100円	180円	2,430円

3地区で基本料金が異なります。また、燕地区では口径別の基本料金が設定されています。

3地区で1m³あたりの従量料金が異なります。

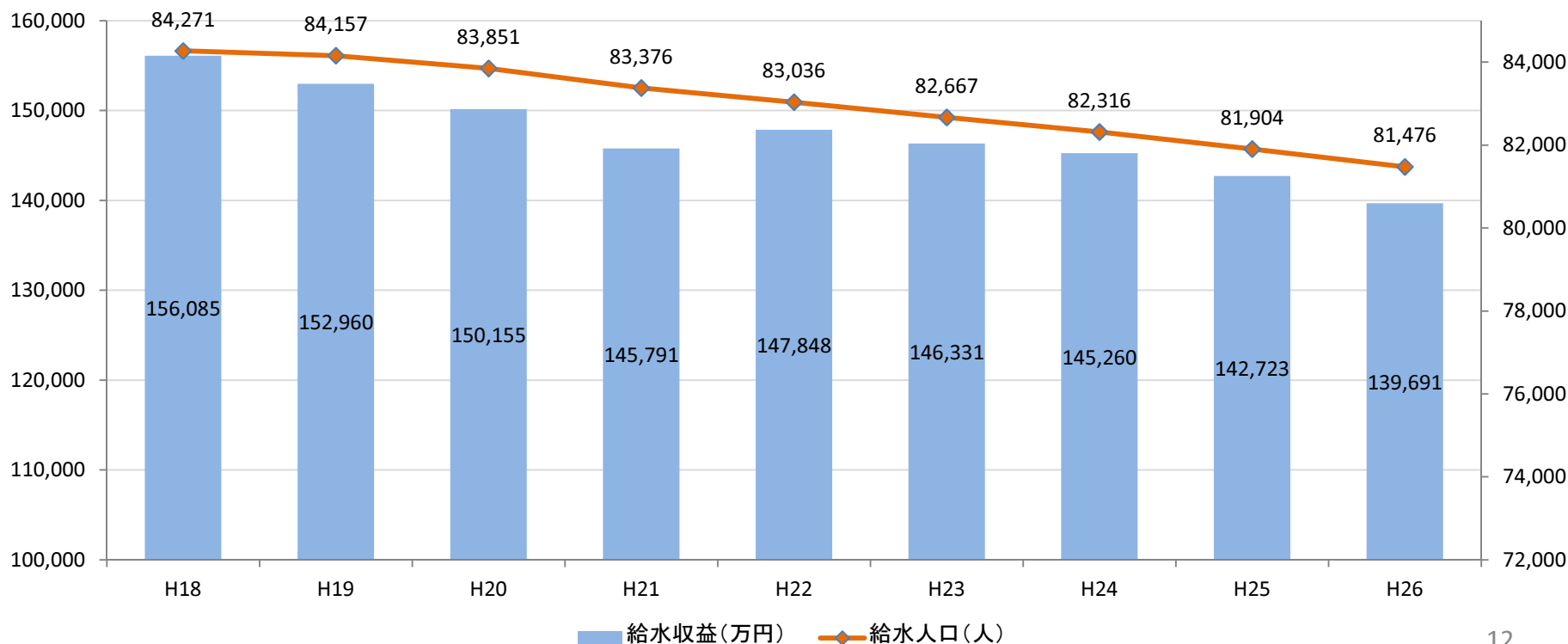
吉田、分水地区では口径別のメーター使用料が加算されています。

2(7) 続く給水収益(水道料金収入)の減少

給水収益(水道料金収入)の減少傾向

本市においても少子高齢化による人口の減少は進行しており、さらに節水型機器等の普及から
給水収益(水道料金収入)の減少傾向が続いています。

給水人口と給水収益(税抜)



2(8) 水道料金の見直しの必要性

新浄水場再構築費用の確保

- ① 浄水場の施設の老朽化等から、強靱な浄水場を再構築することが必要
- ② 新浄水場の再構築には多額の資金が必要
- ③ 料金収入の減少から、再構築費用を見据えた料金改定の早期着手が必要

水道料金体系の解消

3地区で別々に設定されている水道料金体系の解消が必要

おいしい水の安定供給

将来世代までおいしい水を安定して供給し続けることが必要

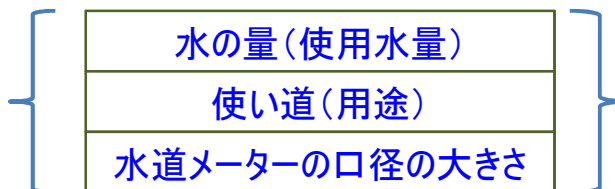
**3地区で別々に設定されている水道料金体系を解消し、
将来世代までおいしい水を安定して供給するため、
浄水場の再構築費用を見据えた水道料金の見直しが必要です。**

※水道事業会計の原則である独立採算制と受益者負担の原則に基づいているため、多額の建設資金が必要な場合であっても、水道事業の収入のみで賄わなければなりません。

3 水道料金のしくみ

3 水道料金のしくみ

① 水道料金は、個々の利用者が使った



によって決まります。

②

二部料金制	基本料金	使った水の量にかかわらず負担しなければならない料金
	従量料金	使った水の量に従って負担する料金

③ 基本料金があるのは、水道事業にかかる費用の大部分が、浄水場や水道管などの施設を建設、修繕するための固定的な費用があるためです。

④ 従量料金

単一従量料金制	使用水量あたりの料金が同額
逦増(ていぞう)従量料金制	使った水の量が多くなるほど水量あたりの料金が段階的に高くなる
逦減(ていげん)従量料金制	使った水の量が多くなるほど水量あたりの料金が段階的に安くなる

⑤ 同じ水の量を使った場合でも、その使い道(用途)や、水道メーターの口径の大きさに料金が変わります。

用途別料金 使い道(用途)で料金に差をつける方式。使い道を家庭用や営業用などに分け、それぞれの利用者によって基本料金や従量料金を変えたりするものです。

口径別料金 水道メーターの口径の大きさに差をつける方式。水道施設の規模は、平均的に使われる水の量ではなく、最も多く使われるときの水の量で決まります。大きな口径のメーターをつけている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであるという考えから、一般的に基本料金や従量料金が高くなります。

4 燕市の現行水道料金の概要

4(1) 燕地区の水道料金表(合併前の燕市が給水していた区域に適用)

【専用給水装置】

メーター口径(mm)	基本料金(1ヶ月につき)		従量料金
	使用水量(基本水量)(m ³)	料金(円)	
13	5	600	1 m ³ につき135円 ただし、公衆浴場用については、 1 m ³ につき62円
	10	750	
20	10	1,130	
25	10	1,500	
40	10	3,500	
50	10	7,500	
75	10	17,000	
100	10	33,700	
150	10	93,700	

【口径別料金体系】

水道の使い道(用途)を問わず、水道メーターの口径により水道料金が計算されます。

【私設消火栓演習使用料】 演習に使用する際、1栓1回放水時間10分ごとに600円

【メーター使用料】 **なし**

【計算例】

口径20mmのメーターで、使用量が25m³の場合

① 基本料金(10m ³ まで)	1,130円
② 従量料金(135円×15m ³)	2,025円
小計	3,155円
③ 消費税(8%)	252円
合計金額	3,407円

※水道料金は、上の表により算定した金額に消費税等相当額を加えた額になります。

4(2) 吉田地区の水道料金表(合併前の吉田町が給水していた区域に適用)

【用途別料金体系】水道の使い道(用途)により、水道料金が計算されます。

【専用給水装置】

用途	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金1m ³ につき(円)	摘要
	使用水量(基本水量)(m ³)	料金(円)		
一般用	10	910	104	一般家庭用
営業用	30	2,080	104	営業用
大口用	300	26,000	104	工業用
	300	13,000	60	公衆浴場業用
官公庁・学校用	50	3,380	104	
臨時用	20	2,210	104	臨時用、散水用、その他

【私設消火栓演習使用料】 なし

水道メーター使用料が加算されます。

【メーター使用料】

メーター口径 (mm)	使用料(円) (1個1ヶ月につき)	メーター 口径(mm)	使用料(円) (1個1ヶ月につき)
13	50	40	200
16	70	50	400
20	80	75	700
25	120	100	1,200
30	180	150	4,500

【計算例】

一般家庭で、口径20mmのメーターを1個使用し、使用量が25m³の場合

① 基本料金(一般用10m ³ まで)	910円
② 超過料金(一般用104円×15m ³)	1,560円
③ メーター使用料(20mm)	80円
小計	2,550円
④ 消費税(8%)	204円
合計金額	2,754円

※水道料金は、上の表により算定した金額に消費税等相当額を加えた額になります。

4(3) 分水地区の水道料金表(合併前の分水町が給水していた区域に適用)

【専用給水装置】

【用途別料金体系】水道の使い道(用途)別により、水道料金が計算されます。

用途	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金1m ³ につき (円)
	使用水量(基本水量)(m ³)	料金(円)	
家事用	10	1,000	115
営業用	10	1,000	115
公衆浴場用	200	12,500	75
官公庁、学校、神社、仏閣及びこれに準ずるもの 並びに劇場、工場用にしようするもの	10	1,000	115
噴水、滝、池及びこれに類する娯楽用	10	1,300	130
工事その他臨時の用に使用するもの	10	2,000	130

【私設消火栓演習使用料】 1栓1回放水時間10分ごとに1,000円

【メーター使用料】

水道メーター使用料が加算されます。

メーター口径 (mm)	使用料(円) (1個1ヶ月につき)	メーター口径 (mm)	使用料(円) (1個1ヶ月につき)
13	60	40	400
20	100	50	750
25	200	75	1,500
30	300	100	2,300

【計算例】

一般家庭で、口径20mmのメーターを1個使用し、
使用量が25m³の場合

① 基本料金(家事用10m ³ まで)	1,000円
② 超過料金(家事用104円×15m ³)	1,725円
③ メーター使用料(20mm)	100円
小計	2,825円
④ 消費税(8%)	226円
合計金額	3,051円

※水道料金は、上の表により算定した金額に消費税等相当額を加えた額になります。

4(4) 全国の水道料金体系の状況

※公益社団法人 日本水道協会 「水道料金表(平成26年4月1日現在)」より

全国の水道料金体系

料金体系	H26.4.1現在	H25.4.1現在	摘 要
用途別料金体系 吉田地区 分水地区	426事業体 33.4% (H20:36.4%)	431事業体 33.7%	一般的には利用者の負担能力が高い特定の用途(業務用)に対して高い料金を設定する一方、家庭用に対しては低廉な料金を設定するとした料金体系 【用途別料金体系が全国的に減少する要因】 ①店舗と住居の併用など企業形態が多様化する現状にあっては明確な区分が困難 ②恣意的に安い方で申請するなど実態が掴みづらい
口径別料金体系 燕地区	709事業体 55.6% (H20:52.3%)	708事業体 55.3%	水道メーターの口径により料金を算出するので、負担の公平性、料金体系が分かりやすいのが特徴で近年増加傾向にある
その他	140事業体 11.0%	140事業体 11.0%	単一料金制など
合 計	末端給水事業体 1,275	末端給水事業体 1,279	基本水量を付す基本料金……基本水量までは基本料金は変わらない 基本水量を付さない基本料金…使用水量がゼロの場合の料金

【基本水量制と逓増型従量料金】

料金体系	基本料金に基本水量を付す、付さない		従量料金	
	付す	付さない	単一	段階別(逓増又は逓減)
用途別料金体系	99.8% 吉田・分水地区(10m ³)	0.2%	49.5% 吉田・分水地区	50.5%
口径別料金体系	57.0% 燕地区(5m ³ 、10m ³)	43.0%	19.5% 燕地区	80.5%

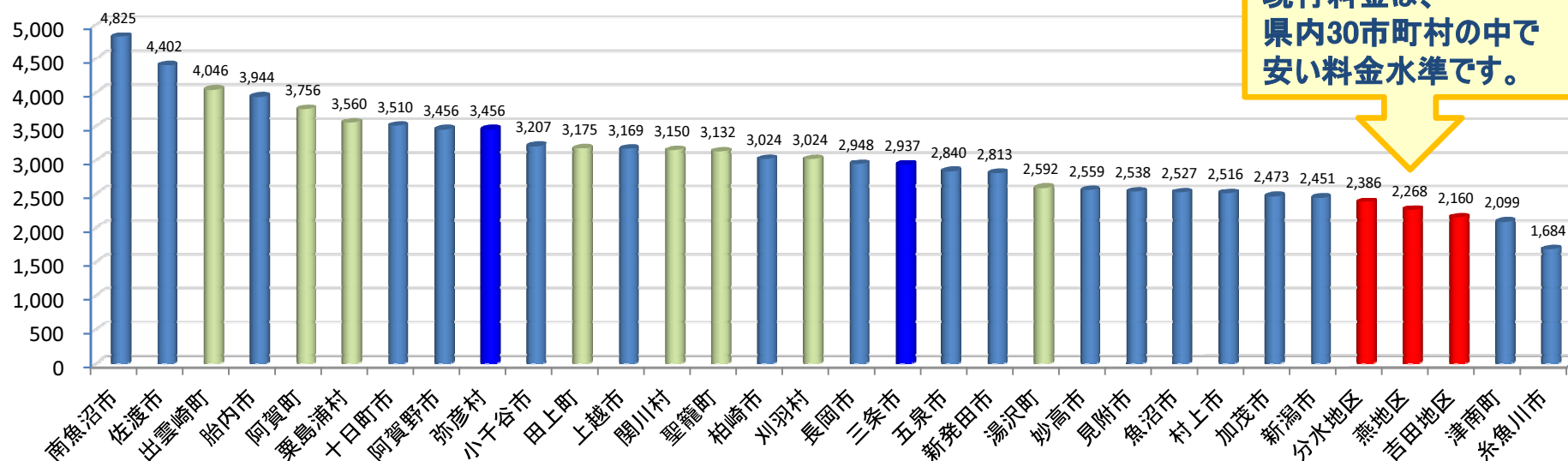
4(5) 県内水道料金との比較

県内水道料金との比較(1ヶ月家庭用20m³使用した場合)

- ① 水道料金を県内で比較すると、1番高い南魚沼市の4,825円と比較すると、燕地区で2,557円、吉田地区で2,665円、分水地区で2,439円も安く水を供給しています。
- ② **燕市の現行料金は、県内の30市町村で比較すると水道水を低廉に供給しています。**

【平成26年4月1日現在の一般家庭用、口径13mmのメーターで、1ヶ月20m³の水道水を使用した場合】

家庭用20m³使用 県内30市町村水道料金(円)



現行料金は、
県内30市町村の中で
安い料金水準です。

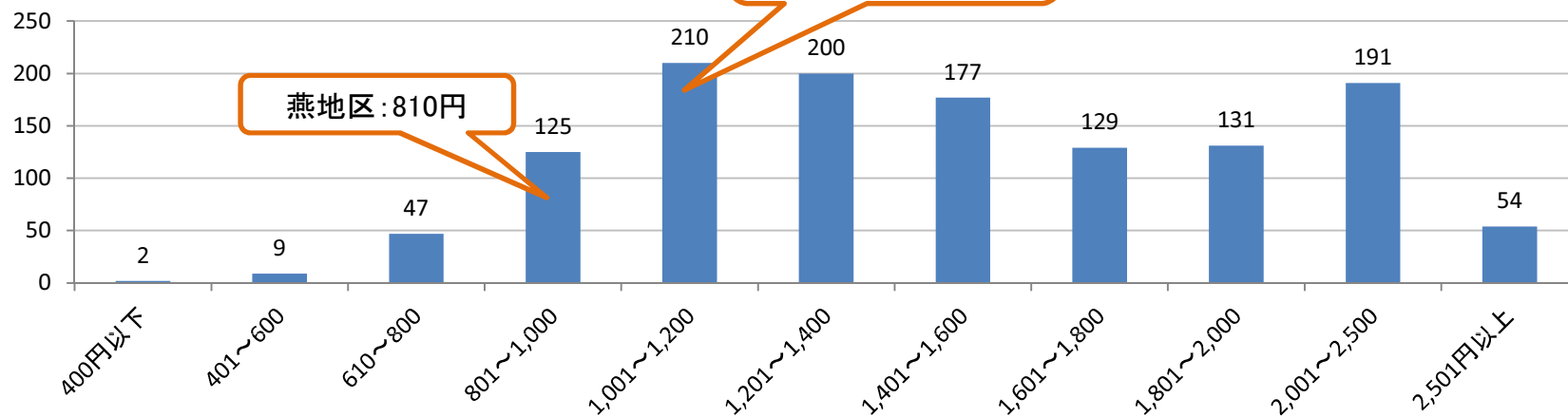
4(6) 全国水道料金との比較

※公益社団法人 日本水道協会「水道料金表(平成26年4月1日現在)」より

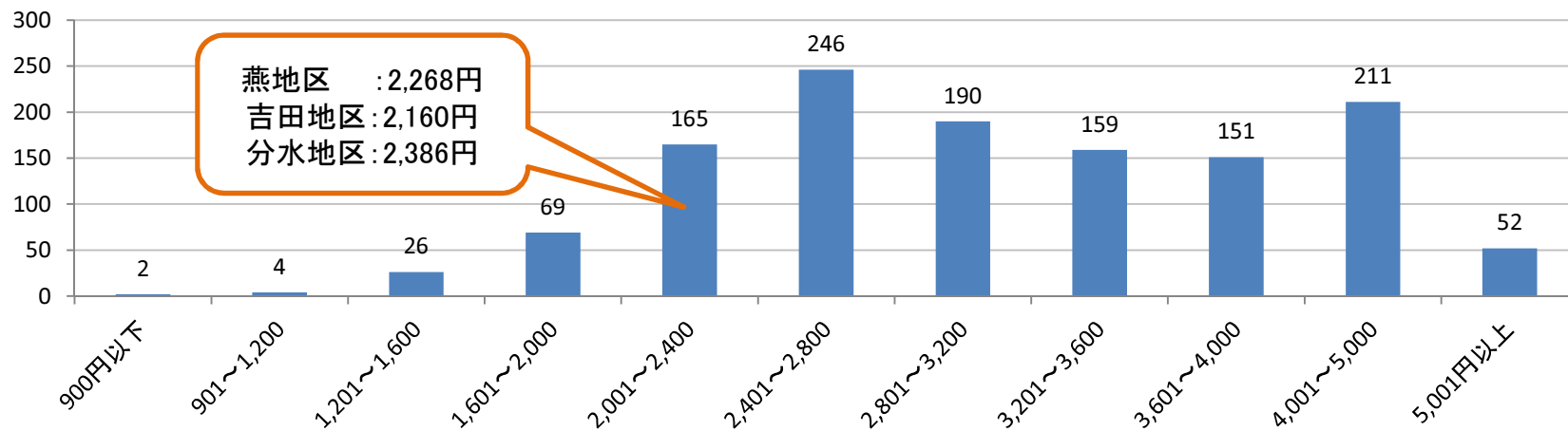
全国水道料金との比較

全国の事業数:1,275

家庭用10m³当たり料金に対する事業数分布



家庭用20m³当たり料金に対する事業数分布



全国的にみても燕市の水道料金は、比較的低廉となっています。

4(7) 新潟県内の主な市町村の水道料金体系比較

新潟県内の主な市町村の水道料金比較体系

県内でもまちまちな料金体系

基本料金に基本水量を付さないところもあり

【家庭用で水道メーター口径13mmの場合】

事業者名	料金体系		メーター 使用料	基本水量 m ³	10m ³ までの 基本料金	基本水量超の 単価/m ³	水道使用量10m ³		11m ³ 以上の 単価/m ³	水道使用量20m ³ 税込み
	用途別	口径別					税抜き	税込み		
新潟市		○		—	880.00 円	37.00 円	1,250.00 円	1,350 円	102.00 円	2,451 円
長岡市		○		—	480.00 円	60.00 円	1,080.00 円	1,166 円	165.00 円	2,948 円
三条市	○			8/9/ 10	1,140.00 円		1,140.00 円	1,231 円	158.00 円	2,937 円
新発田市		○		5	1,075.00 円	10.00 円	1,125.00 円	1,215 円	148.00 円	2,813 円
小千谷市	○		75.6円	10	1,566.00 円		1,641.00 円	1,641 円	156.60 円	3,207 円
加茂市		○	70.0円	10	1,000.00 円		1,070.00 円	1,155 円	122.00 円	2,473 円
十日町市		○		10	1,300.00 円		1,300.00 円	1,404 円	195.00 円	3,510 円
見附市		○		10	1,150.00 円		1,150.00 円	1,242 円	120.00 円	2,538 円
燕市(燕)		○		5/ 10	750.00 円		750.00 円	810 円	135.00 円	2,268 円
燕市(吉田)	○		50.0円	10	910.00 円		960.00 円	1,036 円	104.00 円	2,160 円
燕市(分水)	○		60.0円	10	1,000.00 円		1,060.00 円	1,144 円	115.00 円	2,386 円
糸魚川市		○		10	766.80 円		766.80 円	766 円	91.80 円	1,684 円
五泉市		○		10	1,404.00 円		1,404.00 円	1,400 円	143.64 円	2,840 円
上越市		○		5	1,209.60 円	55.08 円	1,485.00 円	1,485 円	168.48 円	3,169 円
阿賀野市		○		—	700.00 円	110.00 円	1,800.00 円	1,944 円	140.00 円	3,456 円
佐渡市		○		10	1,852.00 円		1,852.00 円	1,852 円	255.00 円	4,402 円
魚沼市		○		—	756.00 円	50.76 円	1,263.60 円	1,263 円	126.36 円	2,527 円
南魚沼市	○			10	2,415.00 円		2,415.00 円	2,415 円	241.00 円	4,825 円
胎内市	○		54.0円	10	1,890.00 円		1,944.00 円	1,944 円	200.00 円	3,944 円
弥彦村	○		52.0円	5/ 10	1,500.00 円		1,552.00 円	1,676 円	165.00 円	3,456 円
田上町	○	○	70.0円	10	1,170.00 円		1,240.00 円	1,339 円	170.00 円	3,175 円
阿賀町		○		8	1,296.00 円	205.00 円	1,706.00 円	1,706 円	205.00 円	3,756 円
出雲崎町	○		70.0円	10	1,800.00 円		1,870.00 円	2,019 円	160.00 円	3,747 円
湯沢町		○		—	1,000.00 円	20.00 円	1,200.00 円	1,296 円	120.00 円	2,592 円

5 水道料金の法律上の規定

5 公営企業の独立採算制の原則と水道料金の法律上の規定

公営企業の独立採算制の原則

水道事業は特別会計の設置が義務づけられているとともに、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく**独立採算制の原則**が適用されている。

地方財政法

(公営企業の経営)第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、(途中略)
当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。

地方財政法施行令
(公営企業)

第46条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

— 水道事業 ……………

水道料金の法律上の規定

① 公正妥当性

利用者にとって提供を受けたサービスに見合った負担になっているというバランスのとれたものであること。

② 適正な原価

原価とは、損益計算上の費用(減価償却費、浄水費等経営に要する費用)をいう。原価は能率的な経営の下における適正なものでなければならない。

③ 企業の健全な運営

単に損益計算上の収支が均衡することにとどまらず、企業としての実体資本を維持できるような内部留保資金を確保する料金でなければならない。

水道法

(供給規程)

第14条第2項1号

料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

地方公営企業法

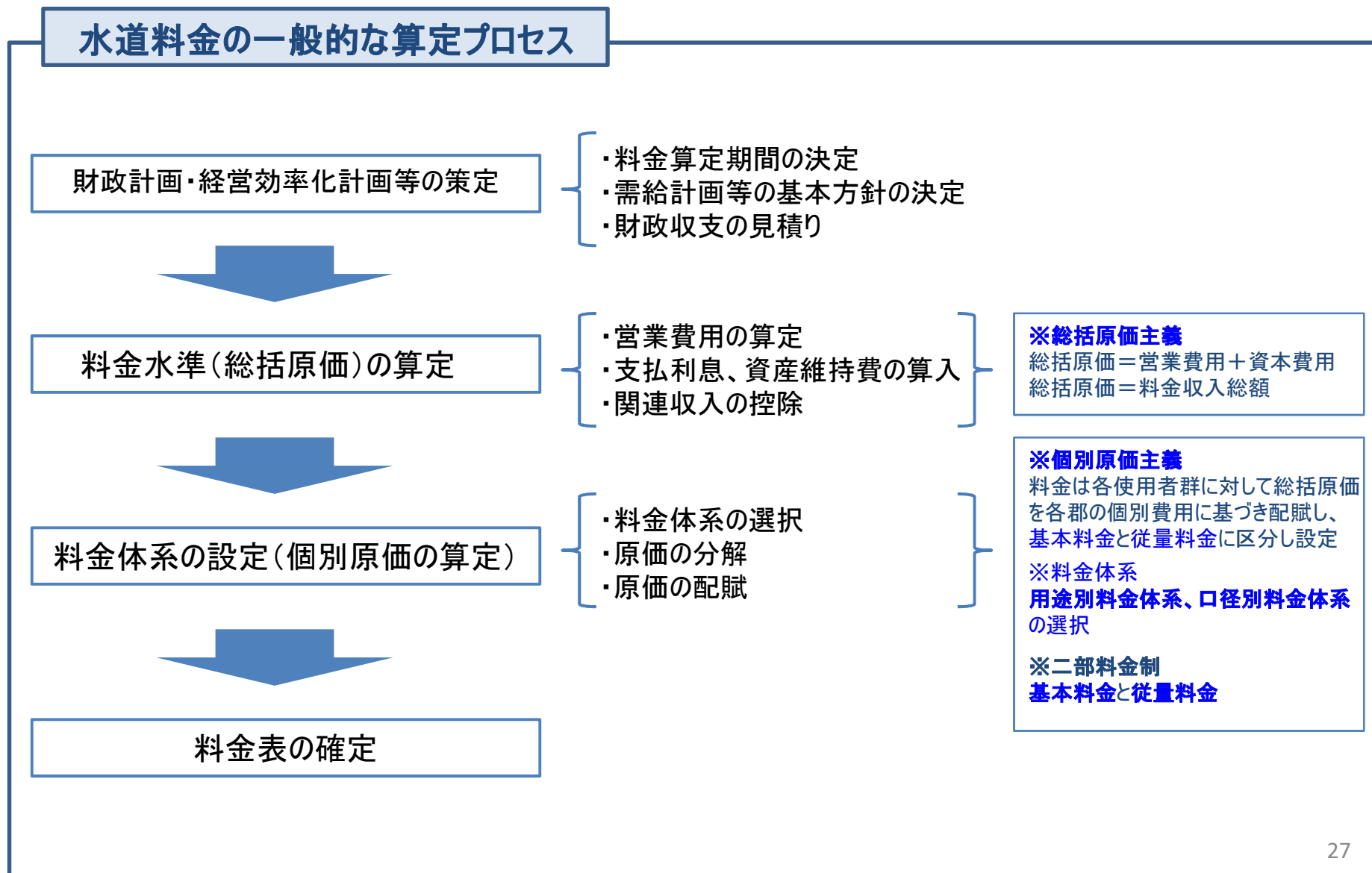
(料金)

第21条第2項

料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

6 水道料金の一般的な算定プロセス

6 水道料金の一般的な算定プロセス



7 水道料金算定要領(平成27年2月改定)

7(1) 水道料金算定要領による水道料金算定の原則

水道料金算定要領の原則

水道料金 = 給水サービスの対価

低廉で公平

適正な給水需要(量・質)

給水に要する原価を償うもの

水道事業者は経営の合理化・事業の効率的経営に傾注

原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全体的な低下を招くこととなる。

回避・解決の要件

料金の適正化を図る

- ① 事業の能率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。
- ② 総括原価は、単に既存の水道を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること。
- ③ 料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価に基づき算定されているものであること。

7(2) 水道料金算定要領(本旨・基本原則)

本旨・基本原則

水道料金の算定にあたっては、

水道使用者の公正な利益

十分にして良質の給水サービスが公平かつ低廉に供給されること

水道事業者の健全な発展

- ・経営効率化に向けた不断の努力
- ・施設の計画的な建設、改良、再構築の実施

- ・中長期的な視野に立った経営の基本計画の策定
- ・基本計画の計画的な取組を推進

水道事業においては、社会経済の進展に伴って、質的に高度化することが求められている。

施設の建設、改良、再構築が可能であるように財政的基盤の強化を図りうるものでなければならない。

7(3) 水道料金算定要領(総括原価・料金算定期間)

総括原価

① 基本原則

総括原価

=

料金収入総額

||

営業費用



水道事業の誠実かつ能率的な経営を基本として算定

+

資本費用



水道事業の健全な運営を確保するために必要とされもの

② 給水需要予測と施設計画を前提として算定→**燕市水道事業基本計画の策定状況により確定までに時間を要する。**

給水需要予測



総括原価の基礎となるものであるから、過去の実績、地域の特性及び社会情勢の動向等を十分に勘案して、適正に予測

施設計画の策定



施設計画の適正規模は、給水需給の実情、各施策への水道使用者の要望、水源確保の状況、財源調達に伴う金利負担及び事業の財政状況等を総合的に勘案のうえ決定

料金算定期間

概ね将来の3年から5年を基準



料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮

7(4) 水道料金算定要領(営業費用)

営業費用

- ・営業費用は、既存の水道施設(料金算定期間に新たに稼働するものを含む。)を維持管理していくために必要とされる費用であって、その内容は施設機能別に原水、浄水、配給水及び一般管理業務の各部門からなる。
- ・各費目及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

性質別	説 明
人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費等の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給水水準の上昇等を考慮して適正に算定
薬品費	給水計画を考慮して、料金算定期間中の総水量1m ³ 当たりの薬品費を乗じて適正に(物価変動を見込む)算定
動力費	地区別需要予測に基づく水道施設の個別稼働計画をもとに契約電力量・使用電力量に電力単価を乗じて適正に(電力料金の変動を見込む)算定
修繕費	水道施設の適正な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態を考慮して適正に算定
受水費	契約単価、受水量は過去の実績を考慮して適正に算定
減価償却費	料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、定額法により算定
資産減耗費	過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定
その他維持管理費	通信運搬費、委託料及び手数料等のその他維持管理費は、過去の実績将来の事業計画及び個別費用の特質等を勘案して適正に算定
控除項目	諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画等を考慮して適正に算定

7(5) 水道料金算定要領(資本費用・経営の効率化)

資本費用

$$\text{資本費用} = \text{支払利息} + \text{資産維持費}$$

項目	説明
支払利息	<ul style="list-style-type: none"> ・企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額 ・新規債については、直近の起債条件をもとに適正に算定
資産維持費	<ul style="list-style-type: none"> ・給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持等のために、事業内に再投資されるべき額 ・施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 浄水場再構築及び老朽管布設替等 </div> $\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$ <ul style="list-style-type: none"> ・対象資産……償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高 ・資産維持率……今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として 3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定 <p>※ただし、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費として計上できる。</p>

経営の効率化

水道料金の算定にあたっては、経営効率化計画を策定し、これに基づく効率化目標額を総括原価の内容である営業費用及び資本費用に適正に反映させなければならない。

7(6) 料金体系(原則・定義)

料金体系(原則・定義)

個別原価主義



水道料金は、各使用者群に対して総括原価を各郡の個別費用に基づいて配賦し、**基本料金**と**従量料金**に区分して設定

水道料金(二部料金制)

基本料金 各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金

||

準備料金 使用水量と関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価として各使用者に対して徴収する料金

従量料金 実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金
使用者群の差異にかかわらず均一料金制

||

水量料金 各使用者の使用水量に対応して必要とされる原価として給水単位あたりに配賦される原価

総括原価	需要家費	検針・集金関係費、量水器関係諸費等、主として需要家の存在により発生する費用
	固定費	営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したもの
	変動費	薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用

7(7) 料金体系(総括原価の分解及び配賦)

料金体系(総括原価の分解及び配賦)

総括原価 営業費用 + 資本費用	需要家費	検針・集金関係費	各使用者に均等に配賦	需要家費	準備料金	基本料金	料金総収入額
		量水器関係	量水器の取得価格に比例して差別配賦				
	固定費	維持管理費	各使用者群の需要の 特性に基づき差別配賦	固定費	水量料金	従量料金	
		減価償却費					
		支払利息					
		資産維持費					
	変動費	薬品費、動力費等	全額を水量料金として均一に配賦	変動費			

料金体系(従量料金の差別料金制)

多量使用を抑制し、又は促進するため、従量料金については、**逦増又は逦減制**とすることができる

※燕市は、3地区とも従量料金の差別料金制を採用していません。

8 新水道ビジョンにおける料金制度の最適化

8 新水道ビジョンにおける料金制度の最適化

※新水道ビジョン(平成25年3月改定)

新水道ビジョン

料金制度の最適化

- ① 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。
- ② 水需要減少傾向の現状にあって、**従来からの逡増制料金体系についても、緩やかな見直しを。**

料金見直しの方向性

- (1) **固定費を基本料金ですべて回収するのが最も安定的な料金徴収方法**
- (2) **基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合と同等とすると水需要の増減に収入が影響されない体系となる。**



急激な変更となるため、利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更

料金格差の是正

- ① 近隣水道事業者との地域間の格差是正を。
- ② 中長期的な見通しにたった分析を行い、現役世代と将来世代の世代間の負担の公平性を視野に幅広い適正料金の検討が必要。

9 燕市の水道料金見直しの基本方針 (案)

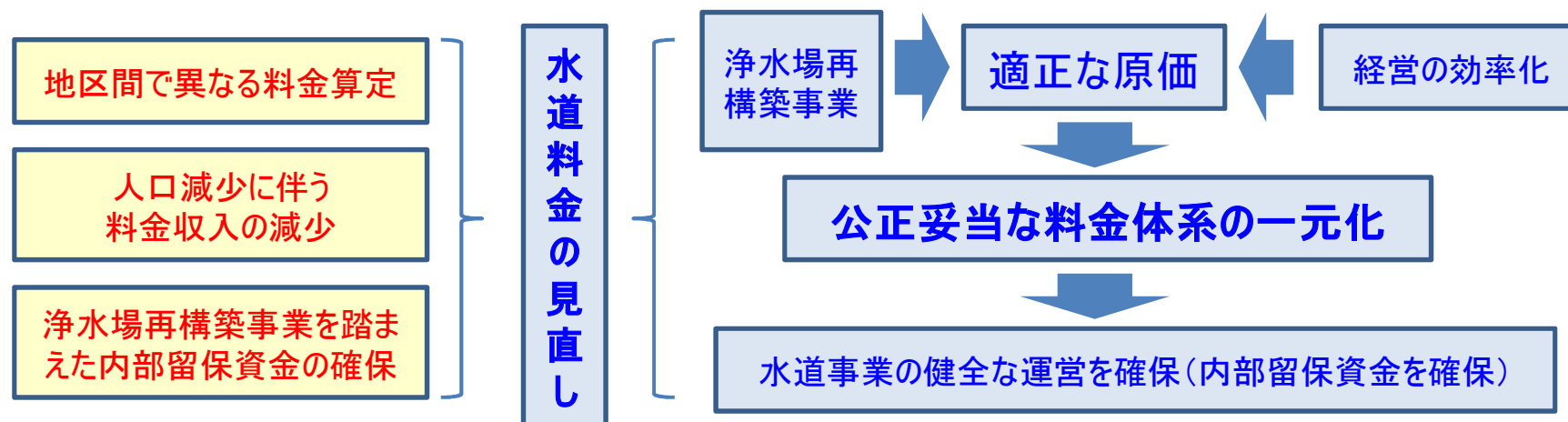
9 燕市の水道料金見直しの基本方針(案)

燕市の水道料金見直しの基本方針

基本方針

本市の水道料金は、旧市町の料金体系をそのまま継続しているため、**地区間で水道料金の算定が異なっている**状況である。また、燕市水道事業経営計画では、将来的な人口減少等に伴い水需要の減少を見込んでおり、**料金収入の減少**により今後経営環境は厳しさを増すことが想定され、経営の健全化を基本とした適正な料金水準を確保する必要がある。さらには、今後予定されている老朽化した**浄水場施設の再構築事業を踏まえ**、単に損益計算上の収支が均衡するというにとどまらず、企業としての実体資本を維持できるような**内部留保資金を確保**する料金設定を考慮していく必要がある。

このたびの水道料金の見直しは、水道事業の独立採算制の原則に基づき、料金算定期間の**経営の効率化**による能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、水道事業の健全な運営を確保することができる**公正妥当な料金体系の一元化**を図ることを基本方針とする。



10 経営効率化の方針(案)

10(1) 経営効率化の方針(案)

経営の効率化

基本方針

今後も引き続き少子高齢化による人口減少の進行、節水型機器等の普及から給水収益(水道料金収入)の減少傾向が続くことが見込まれる中で、燕市水道事業の基本理念「安全で安心なおいしい燕の水道水」の供給という責任を果たしていくために、燕市水道事業経営計画に基づき、新たな事業環境に対応すべく水道事業の社会的使命を認識しながら将来を見据えた経営効率化の取り組みを進めていく必要があります。

経営の効率化

(1) 効率的で計画的な施設更新

昭和30年代から40年代に建設した施設が更新時期を迎え、安全で安心した給水を継続するために、施設・管路・設備の更新事業に効率的で計画的に取り組めます。

- ① 浄水場の整備・更新
老朽が著しく耐震性にも懸念がある燕、吉田、分水3地区の浄水場の再構築事業の早期着手に努めます。
- ② 配水管の整備・更新
耐震性の劣る石綿セメント管や老朽管について、優先順位を定め計画的に効率よく更新します。

10(2) 経営効率化の方針(案)

経営の効率化

(2) 健全財政の維持

給水収益の減少が見込まれる中で、水道事業の責務を果たしていくためには健全財政を維持しなければなりません。より一層の経費節減や効果的で効率的な経営に努めます。

① 口座振替収納の促進

年々コンビニ収納による収納率の上昇傾向がみられるが、コンビニ収納にかかるコストをできるだけ軽減させるために、比較的成本のかからない口座振替による収納のさらなる向上に取り組みます。

② 組織体制の強化

団塊世代の大量退職により、世代交代が進んでいます。年齢構成の適正化を考慮しながら、業務の動向も踏まえて、職員研修の充実により人材の育成・活用を図り、組織や運営管理の見直しを行います。

③ 経営戦略の作成

経営環境が厳しさを増す中であっても、水の供給を安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

11 水道料金の見直しに係る個別方針 の方向性

11(1) 水道料金の見直しに係る個別方針の方向性

水道料金の見直しに係る個別方針の方向性

① 水道料金体系(用途別・口径別)について

水道料金体系は、**現行の吉田地区及び分水地区が採用している用途別料金体系**と**現行の燕地区が採用している口径別料金体系**の二つに区分される。

用途別料金体系は、利用者の負担能力が高い特定の用途(業務用)に対して高い料金を設定する一方、家庭用に対しては低廉な料金を設定するものである。店舗と住宅の併用など利用形態が多様化する現状にあって、明確な区分を定めるのが困難である等のデメリットもあり、現在では採用する事業者が減少する傾向にある(20ページ参照)。

口径別料金体系は、大口径の利用者は一度に大量の水の使用が可能であり、水道事業の経営にとっては、その分多額の設備投資が必要となるため、口径が大きいほど費用を多く負担すべきであるという観点から、需要者のメーター口径の大小によって料金を設定するものであり、現在では採用する事業者が増加する傾向にある(20ページ参照)。

↓
当局の案

水道料金の一元化にあたっては、メーター口径の大小により明確な料金を設定できる**口径別料金体系を採用**する。
なお、メーター使用料は基本料金に含めるため、**メーター使用料は廃止**する。

11(2) 水道料金の見直しに係る個別方針の方向性

水道料金の見直しに係る個別方針の方向性

② 基本水量制について

基本水量制は、その水量の範囲内では、定額料金(基本料金)とする制度である。全国の事業者の多くで採用されているが、基本水量を付さない事業者も近年増えつつある。現行の燕地区では、基本水量を5^mと10^mの2段階に設定、吉田地区と分水地区では、基本水量10^mの1段階に設定されている。

↓
当局の案

近年、使用水量が10^mに達しない使用者が増えており、基本水量を付さない事業者も増えつつある。水道利用者の節水意識向上につながるため基本水量を付さない基本料金とする。
(例)基本料金1,000円、10^mまでの従量料金50円の場合、使用水量が0^mであれば1,000円、使用水量が8^mであれば1,400円となる

③ 従量料金について

従量料金は単一従量料金制と逡増(減)型従量料金制があり、逡増(減)型従量料金制は算定要領では特別措置として定められているものである。逡増型従量料金制は使用水量が多くなるごとに、段階的に1^mあたりの料金を高く設定するものであり、これは使用水量が多くなると、さらに多額の投資を必要とすることにつながるため、その増額分を大口需要者の料金に反映させる目的と、節水意識の向上の目的があることから導入されている。現行の3地区ともに、単一従量料金制を採用している。

↓
当局の案

現行料金体系では、逡増(減)型従量料金を採用していないため、単一従量料金制とする。

11(3) 水道料金の見直しに係る個別方針の方向性

水道料金の見直しに係る個別方針の方向性

④ 料金算定期間について

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面など諸所の要素を考慮した場合、概ね3年から5年を基準として適正な範囲で長期化を図ることが妥当である。

↓
→
当局の案

3地区とも長期間料金の見直しを行っていない※経緯を考慮し、今後は一定の算定期間ごとに料金体系の見直しを行っていくこととする。ただし、このたびの見直しにあたっては、燕市水道事業基本計画の策定状況により、算定期間内の需要予測等が不透明な部分があるため、総括原価の妥当性、料金の安定性を考慮して、**料金算定期間を4年程度**とする。

※ 直近の料金見直し年・・・燕地区：平成5年、吉田地区：平成9年、分水地区：平成9年